

OMIC コンプライアンスコード (基本方針)

15-6, Nihonbashi Kabuto-cho, Chuo-ku,
Tokyo 103-0026
JAPAN

Tel : +81-3-3669-5181
Fax : +81-3-3669-5190
E-mail : pdd.jp@omicnet.common
URL : <http://www.omicnet.com>

海外貨物検査株式会社

Overseas Merchandise Inspection Co., Ltd.

目 次

I.	序.....	3
II.	コンプライアンス基本方針.....	4

I. 序

1. 目的

このコンプライアンスコード（以下「本コード」という）は、OMICが職業倫理にかなった活動及び誠実な業務実施を確保するようOMIC²組織³全域にわたり高水準の専門的なサービスを維持することによって商品検査業¹の地位を高めることを目的とする。

2. 定義

2001年10月12日付け「IFIA定款」に定められた語句及び表現は、特段の定めのない限り本コードにおいても同定款と同様の意味を有する。

3. 関連文書

本コードは次の文書に準拠している。

- (i) IFIA コンプライアンス基本方針。
- (ii) IFIA コンプライアンス規則

4. 発効日

本コードの初版は、2004年4月1日から効力を発し、この第2版は2005年7月1日から効力を発する。

¹「本職業」とは、基準、技術仕様、顧客特有の要求事項、行動規範及び規定など規范文書に基づく所定要件の評価（サンプリング、試験、検査、分析、評価、実証、適合性評価及び認証を含む）に係る事業分野をいう（2001年10月12日付け「IFIA定款」第1条）。

²「OMIC」とは、Overseas Merchandise Inspection Co., Ltd.社と、定款第7条(a)項でOMICグループ企業と定める企業をいう（2003年7月修正、IFIA評議会第1号規程＜Council Regulation No. 1＞§3）。ただし文脈により、OMIC組織内のこれ以外の企業を含めることもある。

³「組織」とは、OMICと、OMICの子会社及び、法律的にまたは経営上でOMICが何らかの有効な支配権を及ぼしている会社、企業その他の組織団体をいう（本職業に従事していないものも含む）。本職業から外れる事業分野であっても同様にOMICの支配下にあるので、職業全体の名声を保護強化するため、そうした事業分野も含める。

II コンプライアンス基本方針

1 誠実性

OMIC は、全ての業務を専門的、独立かつ公平な方法によって実施する。

業務は誠実に実施するものとし、承認された試験方法や手順からのいかなる逸脱も許容しない。承認試験方法に試験結果に関する許容範囲が規定されている場合には当該許容範囲が実際の計測結果の改竄^{ざん}に悪用されないようにする。

データ、試験結果及びその他の重大な事実については誠実な報告を行い、不適切な改変を行わない。また、実際の検査結果、専門的な見解或いは得られた結果を正確に記述した報告書及び証明書のみを発行する。

2 利害の衝突

OMIC は、財務上或いは商取引上で利害関係のある如何なる関連組織間、或いは OMIC がサービスを求める組織間においては利害の衝突を回避するようにする。

異なった業務に携わり、同一顧客或いは相互にサービスを提供するグループ内企業或いは部門の間での利害の衝突を回避するようにする。

3 秘密保持

業務実施の過程で得られた情報は、それが既に出発され一般に関係者間で利用可能となり或いは公衆に公開されているものを除き、全て業務上の秘密として取扱う。

4 贈収賄の禁止

キックバックや契約上の支払いの一部であれ如何なる形態での贈収賄を禁止する。

顧客、代理店、契約相手先、サプライヤー或いはこれらの職員或いは政府職員との間での不正利得の授受のための別ルートやチャネルの使用を禁止する。

5 公正なマーケティング

マーケティングに際しては、自社のみを提示する場合だけでなく同業他社やそのサービスと比較し或いはこれに言及する場合でも誠実で欺瞞的でなく、誤解を招き或いは招く恐れがないよう実施する。